■宮崎広域都市計画事業松小路土地区画整理事業の換地処分による住所変更に伴う諸手続一覧

- 1. 住所変更の書き換え等の手続きをしていただく主なもの
- (1) 市役所関係 (ご本人での手続き)

件名	手 続 き 方 法 等	問い合わせ先
・マイナンバーカード・住基(市民)カード【<u>顔写真付のもの</u>】	新住所をカードの空白欄に記載しますので、各種カードを窓口 へご持参ください。お手続には、 <u>暗証番号が必要</u> になります。	- 市役所市民課 (直) 0985-21-1752 マイナンバーカード推進室 (直) 0985-42-2036 佐土原総合支所 地域市民福祉課 (直) 0985-73-1112
署名用電子証明書	マイナンバーカードに搭載されている署名用電子証明書は失効 しませんが、旧住所のまま表示されます。新住所への変更を希 望される場合には、カードを窓口へご持参ください。 お手続には、暗証番号が必要になります。	
・在留カード・特別永住者証明書・みなし在留カード等	カード等 を窓口にご持参ください。新住所をカード裏に記載します。	
子ども医療費 受給資格証	住所の書き換えをしますので、 <mark>受給資格証</mark> を窓口へお持ちください。 【窓口】・親子保健課(市保健所 4 階) ・各総合支所の地域市民福祉課 ・保育幼稚園課(市役所本庁舎 1 階)	市保健所親子保健課 (直)0985-73-8200
・身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者 保健福祉手帳	住所の書き換えをしますので、 <mark>受給資格証</mark> を窓口へお持ちください。 【窓口】・障がい福祉課(市役所本庁舎1階) ・各総合支所の地域市民福祉課	市役所障がい福祉課 (直)0985-21-1772 佐土原総合支所 地域市民福祉課 (直)0985-73-1113
市営墓地使用者の 住所変更	市営墓地使用者の住所が変更されたときは届出が必要なので、 墓地使用許可証 と 身分証 を窓口へお持ちください。 【窓口】・生活課(市役所第二庁舎3階) ・各総合支所の地域市民福祉課	市役所生活課 (直)0985-21-1751 佐土原総合支所 地域市民福祉課 (直)0985-73-1111

(2) 市役所以外の関係機関 (ご本人での手続き)

※手続きの際に、<u>個人の方は「住所変更証明書」</u>、事業所等の方は「**所在変更証明書」**をご用意ください。

件名	手 続 き 方 法 等	問い合わせ先
不動産登記簿の 名義人の住所変更登記	期限はありません。必要に応じ申請してください。	
抵当権者等の 住所変更登記	土地建物登記簿に抵当権、地上権等の権利者として登記をしている方は、必要に応じ申請してください。	宮崎地方法務局 (代)0985-22-5124
会社等法人本店・支店 の所在地、代表者等の 住所変更	法定期間内に申請してください。 ■本店: 2週間以内 ■支店: 3週間以内 (※詳しくは法務局にご相談ください。)	
自動車運転免許証	各警察署、運転免許センターで住所変更の手続きをしてください。	運転免許センター (直)0985-24-9999
自動車検査証	(普通自動車・排気量 251cc 以上の小型二輪等) 住所変更手続きについては、右記へお問い合わせください。 (軽自動車) 住所変更手続きについては、右記へお問い合わせください。	宮崎運輸支局登録部門 (直)050-5540-2088 軽自動車検査協会 (直)050-3816-1760
市立以外の小中学校、高校・大学・専門学校等	それぞれの学校等に直接お問合せください。	(巨) 030-3810-1700

電話会社、電力会社、 ガス会社、金融機関、 保険会社、お勤め先等

それぞれの該当する会社や機関に直接お問合せください。

※表記の各種手続きに必要なものはそれぞれの問い合わせ先にご確認ください。

2. 住所変更の手続きが必要ないもの(市が行うもの)

件 名	手 続 き 方 法 等	問い合わせ先
・住民票・印鑑登録証明書・住基(市民)カード 【顔写真なし】	新住所への変更は <u>市が職権で行います。</u> 変更後、住民票や印鑑登録証明書には新住所が記載されます。	市役所市民課 (直)0985-42-6381 佐土原総合支所 地域市民福祉課 (直)0985-73-1112
戸籍	変更地区に本籍がある方の新地番への変更は <u>市が職権で行います。</u> (変更後に「本籍表示の変更のお知らせ」を送付します。ただし、該当する新地番が複数ある場合は、その中から選択していただきます。なお、住所と本籍地が異なる方は、転籍届により同一に変更することができます。)	
土地・建物 登記簿の表題部	土地・建物の所在を表す部分は 法務局 が職権で変更します。	宮崎地方法務局 (代)0985-22-5124
・国民健康保険 被保険者証 ・後期高齢者医療 被保険者証 ・介護保険被保険者証	新住所への変更は 市 が職権で行います。 変更後の被保険者証は新住所へお送りします。	市役所国保年金課 (直)0985-21-1745 市役所介護保険課 (直)0985-21-1777 佐土原総合支所 地域市民福祉課 (直)0985-73-1112
市立小・中学校	住所の変更手続きは必要ありません。	市教育委員会学校教育課 (直)0985-85-1825
国民年金・厚生年金の 受給者の住所	特に手続きの必要はありません。 もしご不明な点があれば 基礎年金番号をご用意のうえ、右記へお問い合わせください。	宮崎年金事務所 (代)0985-52-2111
上下水道	住所の変更手続きは必要ありません。	市上下水道局料金センター (直)0985-60-6500
郵便	住所の変更届けは必要ありません。	宮崎中央郵便局 (代)0985-61-8161
パスポート	特に変更手続は必要ありません。現住所欄の変更を行う場合は、各自で修正のうえ、新住所を記入してください。	宮崎パスポートセンター (直)0985-26-7268

3. 住所変更証明書、所在変更証明書について

- 住所変更の手続きに必要な個人の「住所変更証明書」につきましては、町名変更実施日以降に、各世帯宛に送付いたします。また、送付分以外に変更証明を必要とされる場合は、町名変更実施日以降に市民課、各総合支所、地域センター、地域事務所(中央東・東大宮・大淀・大塚・檍・大塚台)などの証明窓口で無料交付しますので、来所される方の本人確認できる書類(運転免許証等)をご持参のうえお越しください。 ※請求権限は、住民票の請求権に準じます。
- <u>事業所等の「**所在変更証明書」**</u>を必要とされる場合は、町名変更実施日以降に、佐土原総合支所区画整理第 二係で**無料交付**します。お手数ですが、<u>事前にお問い合わせのうえ</u>お越しください。